

恵庭市ヒグマゾーニング計画

令和 8 年 8 月

1. はじめに

(1)この計画の趣旨

「ゾーニング管理」とは、人と野生動物をすみ分ける手法のひとつです。北海道が令和6年12月に改定した「北海道ヒグマ管理計画(第2期)」では、ヒグマでのゾーニング管理を推進することが位置づけられました。これを受け、恵庭市では地域の関係者から意見を聞き、ヒグマとのすみ分けに必要な情報を収集しました。この情報をもとにゾーンを設定し、各関係者が共通の理解を持ってヒグマ対策をおこなうため、この計画を定めました。

(2)位置づけ

この計画は、ヒグマ対策を効果的に実施していくために、対応の目安などをあらかじめ定めたものとなります。ヒグマへの対応、特に出沒に伴う捕獲の判断などは、その事例に応じた情報に基づき、その安全性等を検討することが必要になるため、関係者がこの計画を踏まえた共通認識のもと、スムーズに連携を行い、検討を行います。

また、この計画は対応の目安ですので、特に計画期間等は設けませんが、その運用にあたって不都合が生じないよう、必要に応じて順次修正を行うこととします。

なお、ヒグマ対策に関して、ゾーニング管理を前提とした国の交付金等を受けることとした場合、各交付金等の事業実施計画作成に当たりこの計画を参照することがあります。

2. 各ゾーンの定義

＜表1:各ゾーンの定義＞

ゾーン	エリア概要	利用の状況
コア生息地	健全な個体群の維持(繁殖や生息)を担保するうえで重要な奥山等の地域	ヒグマの存在を前提とした限定的な利用(登山など)
緩衝地帯	コア生息地と防除地域・排除地域との間の地域	ヒグマとの遭遇を想定した利用
防除地域	農業、水産業など人間活動が盛んな地域	日常的な利用があるが、人の目が届かない時間・場所も多い
排除地域	市街地、集落内の住居集合地域等の人間の居住地	日常的かつ高密度な利用

3. 各ゾーンの対応方針

＜表2:各ゾーンの対応方針＞

ゾーン	ヒグマへの対応方針	ヒグマへの取組方針
コア生息地	ヒグマの生息に配慮	・生息地の保全 ・問題個体以外の捕獲は行わない ※春期管理捕獲を除く
緩衝地帯	問題を未然に防ぐ	・捕獲による個体数の抑制

防除地域	寄せつけない・被害を防除	・誘引物の適切な管理 ・被害防止のための捕獲 ・排除地域への侵入抑制
排除地域	入らせない・入ったらすぐ対応	・市街地への侵入防止 ・緊急時の対応体制の整備
(共通) 出没情報の収集・発信 普及啓発・調査研究の促進		

4. ゾーニングマップ

別紙「恵庭市 ヒグマゾーニングマップ」のとおり。

<補足：恵庭市内における各ゾーンの具体的イメージ>

ゾーン	地理的特徴	具体的なイメージ
コア生息地	日常的な人間活動がほぼ存在しない、深い原生林が広がる奥深い広大な山林地域	・西部の奥山(恵庭岳、漁岳などの山頂・深山エリア)
緩衝地帯	奥山(コア生息地)と人間活動圏(防除地域)を隔てる里山・林野。	えにわ湖西側のエリア、恵庭溪谷周辺
防除地域	山林に隣接しているが、市の施設やレジャーなどの人間活動がある地域。	市の施設やレジャー施設外縁(山から市街地へ降りてくる平地など)
排除地域	高速道路(道央自動車道)の東側に広がる居住地。	恵庭・恵み野・島松地区の住宅地、及びさらに東側に広がる農地(高速道路より東側の全域)

5. ゾーンごとの取組及び実施体制

ゾーンごとの主な取組は表3のとおり。また、特に取組を重点的に推進する地域は表4のとおり。ゾーニング管理を通じ、これらの取組を推進するとともに、実施体制の整備と充実を図っていく。

<表3：ゾーンごとの主な取組>

主な取組	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
被害防止のための捕獲	—	—	○	○
ゾーニング管理としての捕獲 (被害防止のための個体数管理捕獲)	—	○	—	—
春期管理捕獲	○	○	○	—
目撃情報の収集及び注意喚起の発信	○	○	○	○
農業被害防止のための電気柵設置	—	—	○	—
作物残渣と廃棄物(生ごみ等)の適正処理	—	—	○	○

ヒグマ出没時における対応訓練	－	－	－	○
調査研究	○	○	○	○

<表4:取組を重点的に推進するエリア>

No	地域	概要
重点1	御料林道周辺エリア (市営牧場付近)	ヒグマを緩衝地帯に引き込むバイパスとなるリスクが高いルートであるため、関係機関との迅速な情報共有を重点的に強化する。